

2 武議第148号
令和2年4月10日

武藏野市長 松下玲子 殿

武藏野市議会議長 小美濃 安 弘



新型コロナウイルスに関する市議会の対応方針について

このことについて、令和2年4月8日開会の各会派代表者会議及び議会運営委員会において別紙のとおり確認したので、下記のとおり申入れいたします。

記

令和2年5月に開会予定の各委員会については、次のとおりの対応としていただきたい。

- 1 不要不急の行政報告は、行わないこと。
- 2 説明員の出席は、最小限度とすること。
- 3 説明は、効率的に行うこと。



令和2年4月9日

新型コロナウイルスに関する市議会の対応方針について

(令和2年4月～6月)

令和2年4月8日開会の各会派代表者会議及び議会運営委員会において、次のとおり確認した。

1 基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大が続く現状において、議会として避けるべき事態として、

①議会機能の停止、②議会内でのクラスターの発生と位置付ける。

このことを踏まえ、国の緊急事態宣言の対象となる期間については、外出自粛が強く求められることからも、議会における各種会議についても原則開会しないこととする。ただし、委員会等において決定（議決）を伴う案件がある場合に限り、十分な対応をとった上で開会することは可とする。

また、緊急事態宣言解除後であっても、武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間は非常時と認識し、適宜対応する。

2 議員の活動について

(1) 閉会中の不要不急の登庁は、自粛する。

(2) 議員への感染が確認された場合は、治癒するまで登庁しない。

(3) 感染が確認されなくても、37.5度以上の発熱などの症状がある場合は、登庁しない。

※ 日常の議員活動における注意事項（他都市への行政視察の自粛等）

3 方向性

(1) 閉会中の委員会について

ア 方策

原則、決定（議決）を必要とする委員会は、開催する。

※現在考えられる対象

4/21議会広報委員会、5/8議会運営委員会、5/11総務委員会、5/15厚生委員会、

6/4議会運営委員会

イ 留意事項

・3密（密閉、密集、密接）を避ける。

・効率的な説明・質疑応答に努める。

・説明員は、最小限度とするよう執行部に申し入れる。

・不要不急な行政報告は行わないよう執行部に申し入れる。

・傍聴は遠慮いただく。ただし、(1)アのうち、5月11日以降の委員会における取り扱いについては、5月8日開会の議会運営委員会で決定する。

(2) 本会議及び会期中の委員会について

令和2年5月8日開会の議会運営委員会で決定する。